

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2 目標

(1) 女性管理職比率の課長職（施設）以上を40%以上にする。

(2) 年次有給休暇取得率を30%以上とする。

3 取組内容と時期

(1) 継続就業に関する取組

令和3年4月～

・仕事と家庭生活の両立のため、各種制度のガイドブックの見直しを実施し、職員に配布し周知する。

・職員が抱える心身の悩みに関し、産業医活用の他に心理的支援の場を職場外にも設け充実を図る。

通年

・育児や介護休業から復職者に対して、上司と面談し復職に対しての不安や心配事の解消を図る。

・育児や介護等により時間に制約がある職員がいることを加味した組織マネジメントに努める。

・特定の職員・部署に業務が集中し長時間勤務等による健康障害の未然防止のためにも出退勤時間を把握、活用し効率的な業務運営の促進に努める。

(2) 女性管理職登用に関する取組

通年

・女性に限らず、管理、監督職を育成するための研修を今後も継続して実施する。

(3) 年次有給休暇取得促進に関する取組

通年

・取得促進のためのポスター等を作成し掲示する。

・管理、監督職員が毎月取得状況を確認し、取得状況を会議等で共有する。